

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	寝たきり老人等介護手当の受給資格の喪失、支給の制限、手当の返還
根拠法令等及び条項	栃木市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例第4条、第7条及び第8条
根拠条項	栃木市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例第4条、第7条及び第8条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 資格喪失条件</p> <p>次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 寝たきり老人等が死亡した場合</p> <p>(2) 受給対象条件に該当しなくなった場合</p> <p>受給対象条件</p> <p>市内に住所を有し、在宅で生活している者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかに認定された者と同居し(同世帯)、常時介護に当たっている者。ただし、同一の寝たきり老人等に2人以上の者が介護に当たっている場合は、主として介護に当たっている者とする。</p> <p>2 支給の制限</p> <p>受給資格者が次のいずれかに該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 寝たきり老人等の介護を怠っていると認められるとき。</p> <p>(2) 栃木市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>3 手当の返還</p> <p>市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、その者から支給額の全部又は一部を返還させることができる。</p>